

令和6年11月29日開会
令和6年 月 日閉会

令和6年第4回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|----------|--|
| 同意案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 議案第 1 号 | 北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例の制定について |
| 議案第 3 号 | 北広島市市民協働推進会議設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 北広島市市民交流広場条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 号 | 北広島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7 号 | 北広島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 財産の処分について |
| 議案第 9 号 | 令和 6 年度北広島市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 議案第 10 号 | 令和 6 年度北広島市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |

同意案第 1 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名 たけ だ みよこ
 武 田 美代子

令和6年11月29日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

武田美代子委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴い、引き続き推薦するものです。

議案第1号

北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の制定について

北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年11月29日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

北広島市公共施設等総合管理計画の策定について調査審議するため、北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会を設置し、その組織及び会議の運営等について、必要な事項を定めるものです。

北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の公共施設等(公共の用又は公用に供する建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の適正な配置を図るため、北広島市公共施設等総合管理計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定に関すること。
- (2) 公共施設等の適正な配置に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部契約管財課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会が第2条に規定する調査審議を終了した日限り、その効力を失う。

議案第2号

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例の制定について

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例を別紙のとおり制定いたしたい。

令和6年11月29日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

市民等が多様な活動や過ごし方のできる場を提供し、にぎわいの創出及び交流の促進を図るため、北広島市ゲートパーク(駅西口広場)を設置し、その管理について、必要な事項を定めるものです。

北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例

(設置)

第1条 市民等が多様な活動や過ごし方のできる場を提供し、にぎわいの創出及び交流の促進を図るため、北広島市ゲートパーク(駅西口広場)(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	北広島市ゲートパーク(駅西口広場)
位置	北広島市栄町1丁目53番1

(使用時間等)

第3条 広場の使用時間、使用期間及び休場日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、集会、競技会、演説、展示会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (7) 広告物又はこれに類するものを表示し、配布し、又は散布すること。

2 市長は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、広場を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは広場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他広場の管理運営上必要があるとき。

(使用料)

第8条 使用者(第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をしようとする者に限る。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の許可)

第11条 広場を使用する者は、その使用に当たり特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復)

第12条 広場を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項に規定する者が同項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 広場を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。

(入場の制限)

第14条 市長は、広場の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入場者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合に当該指定管理

者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 広場の維持管理に関する業務
- (2) 広場の使用許可に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

2 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合にあつては、第4条、第5条、第7条、第11条及び第14条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
(利用料金)

第17条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第8条第1項に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長が定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 6 第8条から第10条までの規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用許可等の手続その他広場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

使用区分		基本使用料(1日につき)
第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行	1区画(100平方メートル)	北広島市行政財産使用料条例(昭和45年広島町条例第2号)第2条及び第5条の規定により算出した額

為をする場合		
--------	--	--

備考 次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料に、それぞれ次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額(以下「割増使用料」という。)を加算する。この場合において、次に掲げる場合に2以上該当するときは、それぞれの割増使用料を加算する。

- (1) 営利を目的として使用する場合 100分の100
- (2) 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあつては、その最高額)が1,000円を超えるものを徴収する場合 100分の100
- (3) 午後5時以降に使用を終了する場合 100分の50
- (4) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合 100分の35

議案第 3 号

北広島市市民協働推進会議設置条例の一部を改正する条例について

北広島市市民協働推進会議設置条例（平成 20 年北広島市条例第 28 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

委員の定数及び再任について、所要の改正を行うものです。

北広島市市民協働推進会議設置条例の一部を改正する条例

北広島市市民協働推進会議設置条例(平成20年北広島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第4条 推進会議は、委員 <u>7人</u> 以内で組織する。 2及び3 略 4 委員は、再任されることができる。	(組織) 第4条 推進会議は、委員 <u>5人</u> 以内で組織する。 2及び3 略 4 委員は、 <u>1回に限り</u> 再任されることができる。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第 4 号

北広島市市民交流広場条例の一部を改正する条例について

北広島市市民交流広場条例（令和 2 年北広島市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

市民交流広場の使用申請及び使用料納付のオンライン化に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市市民交流広場条例の一部を改正する条例

北広島市市民交流広場条例(令和2年北広島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
使用区分	基本使用料(1日につき)	使用区分	基本使用料(1日につき)
第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合	全面(2,040平方メートル) 北広島市行政財産使用料条例(昭和45年広島町条例第2号)第2条及び第5条の規定により算出した額 半面(1,020平方メートル) 1区画(24平方メートル)	第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合	北広島市行政財産使用料条例(昭和45年広島町条例第2号)第2条及び第5条の規定により算出した額
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の北広島市市民交流広場条例の規定に基づく北広島市市民交流広場の供用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の北広島市市民交流広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

議案第 5 号

北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成 26 年北広島市条例第 43 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 11 月 29 日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

(北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成26年北広島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令附則第6条第1項の規定により<u>法第13条</u>を読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第14条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第13条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項</u>(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令附則第6条第1項の規定により<u>法第13条第1項</u>を読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第14条第1項</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p>

第2条 北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>(<u>法第30条の3</u>及び<u>第30条の13</u>において準用する場合並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>(<u>法第30条の3</u>において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は<u>法第10条の5</u>若しくは<u>第13条</u>の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3及び第30条の13において準用する場合並びに子ども・子育て支援法施行令附則第6条第1項の規定により法第13条を読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>法第30条の18第2項の規定による乳児等支援支給認定証の返還を求められてこれに応じない者</u></p>	<p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令附則第6条第1項の規定により法第13条を読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

北広島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に
関する条例の一部を改正する条例について

北広島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
(平成 25 年北広島市条例第 13 号) の一部を別紙のとおり改正いた
したい。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭
和 32 年厚生省令第 45 号)の一部施行に伴い、所要の改正を行うも
のです。

北広島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

北広島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年北広島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。)、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(6) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年6月以上水</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

改正後	改正前
<p>道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(7) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(9) <u>第1号、第2号又は第3号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上、第3号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあつては6月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上、第3号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(10) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号から第7号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(11) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(12) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p>	<p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資</p>

改正後	改正前
<p>格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第4号又は第6号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号及び第4号において同じ。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては3年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>にあっては5年以上、<u>同条第6号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) <u>前条第1号、第4号又は第6号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては4年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>にあっては6年以上、<u>同条第6号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前条第1号、第4号及び第6号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては5年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>にあっては7年以上、<u>同条第6号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>ごとに規定する<u>最低経験年数</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、1年以上水道に関する技術上</p>	<p>格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては4年以上、<u>同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>にあっては6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては5年以上、<u>同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>にあっては7年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者</u>にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u>ごとに規定する<u>年数</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>

改正後	改正前
<p>の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

北広島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部
を改正する条例について

北広島市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 46 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

課長職である消防職員からの消防長への登用について、所要の改正を行うものです。

北広島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

北広島市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年北広島市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防本部又は消防署における課長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったもの</u></p> <p><u>(3) 本市の行政事務に従事した者で、北広島市事務分掌条例(平成9年北広島市条例第15号)に規定する部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったもののうち、これらの職にあった期間とこれらの職を補佐する職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職にあった期間とを合算した期間が2年以上であるもの</u></p>	<p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本市の行政事務に従事した者で、北広島市事務分掌条例(平成9年北広島市条例第15号)に規定する部及び室の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に1年以上あったもののうち、これらの職にあった期間とこれらの職を補佐する職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職にあった期間とを合算した期間が2年以上であるもの</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 号

財産の処分について

北海道ボールパーク F ビレッジ構想に係る用地として、下記の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年広島村条例第 4 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|--------------------------------|
| 1 | 所 | 在 | 北広島市 F ビレッジ |
| 2 | 面 | 積 | 2 7 9 5 7 . 6 7 m ² |
| 3 | 種 | 別 | 雑種地 |
| 4 | 処分予定価格 | | 9 4 4 , 9 6 9 , 2 4 6 円 |
| 5 | 契約の相手方 | | 別添資料のとおり |

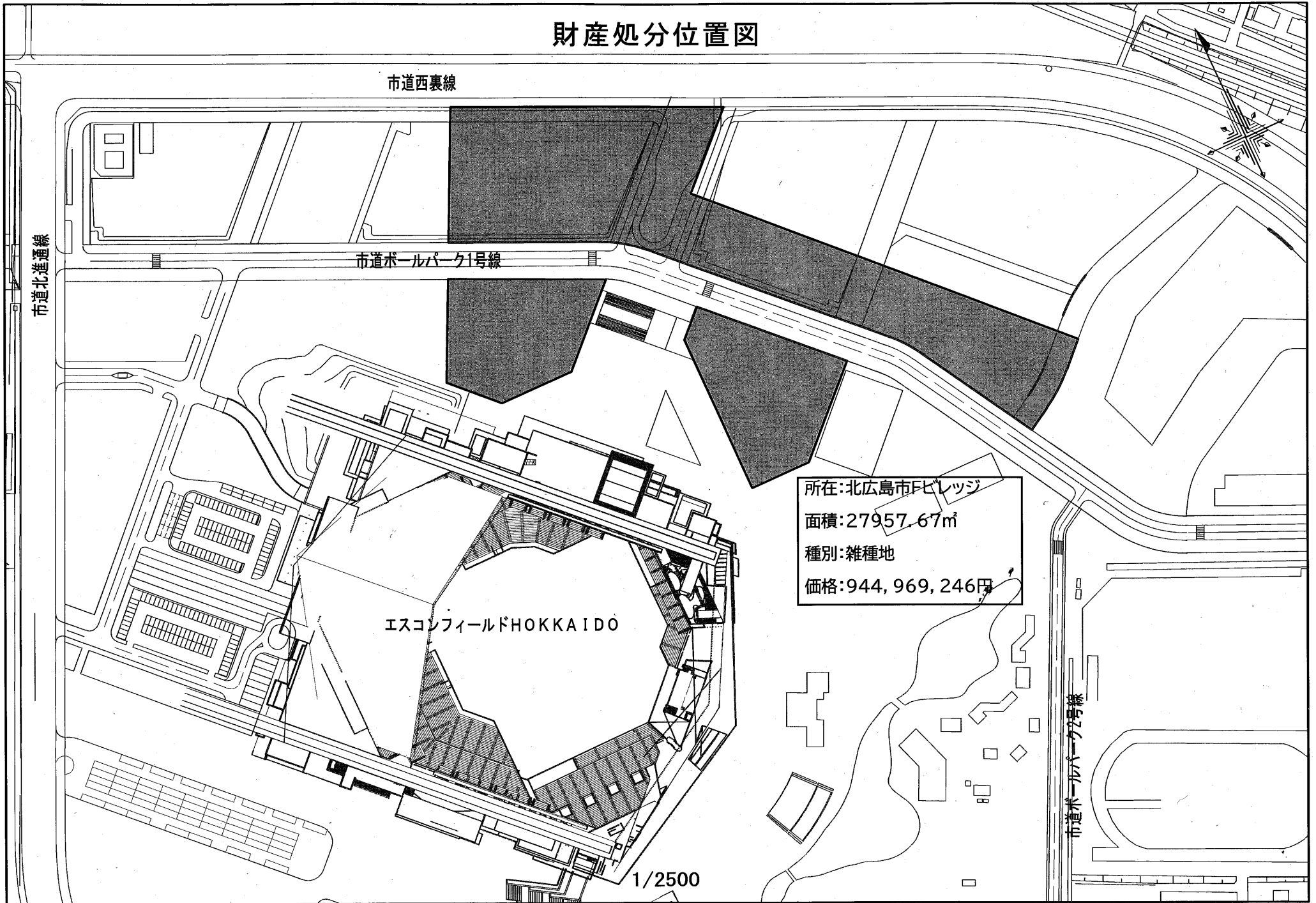
令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

北海道ボールパーク F ビレッジ構想に係る用地として、市有地を売却するものです。

財産処分位置図



市道西裏線

市道ボールパーク1号線

市道北進通線

エスコンフィールドHOKKAIDO

所在:北広島市Fビレッジ
面積:27957.67㎡
種別:雑種地
価格:944,969,246円

1/2500

市道ボールパーク2号線

議案第9号

令和6年度北広島市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度北広島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ518,596千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,284,878千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月29日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,782,476	267,435	6,049,911
	1 国庫負担金	3,420,591	246,947	3,667,538
	2 国庫補助金	2,346,386	20,488	2,366,874
17 道支出金		1,939,031	90,654	2,029,685
	1 道負担金	1,504,870	90,082	1,594,952
	2 道補助金	322,870	572	323,442
18 財産収入		346,687	6,615	353,302
	2 財産売払収入	314,083	6,615	320,698
19 寄附金		1,001,150	2,474	1,003,624
	1 寄附金	1,001,150	2,474	1,003,624
20 繰入金		927,904	4,300	932,204
	1 基金繰入金	927,904	4,300	932,204
21 繰越金		178,719	72,208	250,927
	1 繰越金	178,719	72,208	250,927
22 諸収入		763,907	36,810	800,717
	5 雑入	385,018	36,810	421,828
23 市債		2,392,200	38,100	2,430,300
	1 市債	2,392,200	38,100	2,430,300
歳入合計		29,766,282	518,596	30,284,878

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,972,747	29,828	2,002,575
	1 総務管理費	929,163	29,828	958,991
3 民生費		10,403,016	430,468	10,833,484
	1 社会福祉費	4,342,472	359,960	4,702,432
	2 児童福祉費	3,667,012	32,909	3,699,921
	3 医療給付費	1,479,930	△50,647	1,429,283
	4 生活保護費	913,602	88,246	1,001,848
4 衛生費		1,845,591	38,104	1,883,695
	2 清掃費	1,204,597	38,104	1,242,701
5 農林水産業費		90,083	572	90,655
	1 農業費	79,944	572	80,516
7 土木費		5,659,640	5,270	5,664,910
	2 道路橋梁費	3,167,051	3,970	3,171,021
	5 住宅費	35,419	1,300	36,719
9 教育費		2,376,434	14,354	2,390,788
	1 教育総務費	408,168	1,450	409,618
	3 中学校費	205,652	12,904	218,556
歳 出 合 計		29,766,282	518,596	30,284,878

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	230,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
ガバメントクラウド接続環境構築・運用管理委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	33,362
戸籍システム標準化業務委託	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	9,542
AED借上経費	令和6年度から 令和14年度まで 9年間以内	34,238
住民プール改修経費	令和6年度から 令和7年度まで 2年間以内	9,988
小中学校給食調理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで 4年間以内	728,293

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還方法
輪厚川浚渫事業債	38,100	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	5,782,476	267,435	6,049,911
17 道支出金	1,939,031	90,654	2,029,685
18 財産収入	346,687	6,615	353,302
19 寄附金	1,001,150	2,474	1,003,624
20 繰入金	927,904	4,300	932,204
21 繰越金	178,719	72,208	250,927
22 諸収入	763,907	36,810	800,717
23 市債	2,392,200	38,100	2,430,300
歳入合計	29,766,282	518,596	30,284,878

歳入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	3,420,591	246,947	3,667,538	1 社会福祉費負担金	181,137	特別障害者手当等負担金 973 障害者自立支援事業負担金 143,760 障害者医療費国庫負担金 976 障害児施設給付費国庫負担金 35,428
				4 生活保護費等負担金	65,810	生活保護費等負担金 65,810
計	3,420,591	246,947	3,667,538			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	182,642	19,973	202,615	1 総務管理費補助金	19,973	デジタル基盤改革支援補助金 19,973
2 民生費国庫補助金	197,782	515	198,297	1 社会福祉費補助金	515	障害者総合支援事業費補助金 515
計	2,346,386	20,488	2,366,874			

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,499,947	90,082	1,590,029	1 社会福祉費負担金	90,082	障害者自立支援事業負担金 71,880 障害者医療費道費負担金 488 障害児施設給付費道費負担金 17,714
計	1,504,870	90,082	1,594,952			

17款 道支出金

2項 道補助金

4 農林水産業費道補助金	43,656	572	44,228	1 農業費補助金	572	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 572
計	322,870	572	323,442			

18款 財産収入

2項 財産売却収入

1 物品売却収入	314,021	6,615	320,636	1 物品売却収入	6,615	鉄売却収入 6,615
計	314,083	6,615	320,698			

19款 寄附金

1項 寄附金

3 民生費寄附金	141	1,024	1,165	1 社会福祉費寄附金	1,024	地域福祉基金寄附金 1,024
6 教育費寄附金	1,004	1,450	2,454	1 教育総務費寄附金	1,450	図書購入費寄附金 450 奨学基金寄附金 1,000

19 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,001,150	2,474	1,003,624			

20款 繰入金

1項 基金繰入金

11 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	203,053	4,300	207,353	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	4,300	まち・ひと・しごと創生基金とりくずし	4,300
計	927,904	4,300	932,204				

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	178,719	72,208	250,927	1 繰越金	72,208	前年度繰越金	72,208
計	178,719	72,208	250,927				

22款 諸収入

5項 雑入

3 雑入	384,768	36,810	421,578	7 過年度収入	36,810	生活保護費国庫負担金	30,391
						生活保護費道費負担金	4,025
						児童手当国庫負担金	960
						児童手当道費負担金	189
						児童扶養手当給付費国庫負担金	1,245
計	385,018	36,810	421,828				

23款 市債

1項 市債

3 衛生債	25,600	38,100	63,700	2 清掃債	38,100	輪厚川浚渫事業債	38,100
計	2,392,200	38,100	2,430,300				

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,972,747	29,828	2,002,575	19,973	0	0	9,855
3 民生費	10,403,016	430,468	10,833,484	337,544	0	5,324	87,600
4 衛生費	1,845,591	38,104	1,883,695	0	38,100	0	4
5 農林水産業費	90,083	572	90,655	572	0	0	0
7 土木費	5,659,640	5,270	5,664,910	0	0	0	5,270
9 教育費	2,376,434	14,354	2,390,788	0	0	1,450	12,904
歳出合計	29,766,282	518,596	30,284,878	358,089	38,100	6,774	115,633

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
13 情報化推進費	296,071	29,604	325,675	国庫支出金 19,973	0		9,631	12 委託料 21,197 17 備品購入費 8,407	総合情報システム管理事業 委託料 保守・点検・整備委託 情報通信基盤設備管理事業 備品購入費	21,197 21,197 8,407
15 財産管理費	0	224	224		0		224	1 報酬 60 8 旅費 10 11 役務費 154	公共施設等総合管理計画改定事業 報酬 旅費 役務費	224 60 10 154
計	929,163	29,828	958,991	国庫支出金 19,973	0		9,855			

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,512,067	2,531	1,514,598		0	寄附金 1,024	1,507	22 償還金利子及び割引料 1,507 24 積立金 1,024	福祉行政経費 積立金 生活困窮者自立支援事業 償還金利子及び割引料	1,024 1,507
2 高齢福祉費	60,924	4,300	65,224		0	繰入金 4,300		18 負担金補助及び交付金 4,300	福祉人材確保対策事業 負担金補助及び交付金 交付金	4,300 4,300
3 障がい福祉費	2,626,998	353,129	2,980,127	国庫支出金 181,652 道支出金 90,082	0		81,395	12 委託料 1,030 19 扶助費 352,099	特別障害者手当等支給事業 扶助費 障がい福祉サービス等事業 委託料 保守・点検・整備委託 扶助費	1,299 1,299 351,830 1,030 350,800
計	4,342,472	359,960	4,702,432	国庫支出金 181,652 道支出金 90,082	0	寄附金 1,024 繰入金 4,300	82,902			

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	656,553	3,420	659,973		0		3,420	22 償還金利子及び割引料 3,420	児童母子福祉経費 償還金利子及び割引料	3,420
2 保育総務費	2,177,389	29,489	2,206,878		0		29,489	22 償還金利子及び割引料 29,489	保育所運営経費 償還金利子及び割引料 教育・保育施設給付事業	8,442 17,485

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
									償還金利子及び割引料 子育てのための施設等利用給付事業 償還金利子及び割引料	17,485 3,562 3,562
計	3,667,012	32,909	3,699,921		0		32,909			

3款 民生費

3項 医療給付費

2 後期高齢者医療費	1,175,653	△50,647	1,125,006		0		△50,647	18 負担金補助及び交付金	△50,647	後期高齢者医療費等管理経費 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	△50,647 △50,647 △50,647
計	1,479,930	△50,647	1,429,283		0		△50,647				

3款 民生費

4項 生活保護費

2 扶助費	897,350	88,246	985,596	国庫支出金 65,810	0		22,436	19 扶助費 22 償還金利子及び割引料	87,747 499	生活保護費等支給事業 扶助費 償還金利子及び割引料	88,246 87,747 499
計	913,602	88,246	1,001,848	国庫支出金 65,810	0		22,436				

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃対策費	1,122,411	38,104	1,160,515		38,100		4	14 工事請負費	38,104	最終処分場周辺環境整備事業 工事請負費	38,104 38,104
計	1,204,597	38,104	1,242,701		38,100		4				

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	71,281	572	71,853	道支出金 572	0			18 負担金補助及び交付金	572	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	572 572 572
計	79,944	572	80,516	道支出金 572	0						

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	782,264	3,970	786,234		0		3,970	22 償還金利子及び割引料	3,970	橋梁長寿命化事業 償還金利子及び割引料	3,970 3,970
計	3,167,051	3,970	3,171,021		0		3,970				

7 土木費

7款 土木費

5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 住宅管理費	35,419	1,300	36,719		0		1,300	10 需用費	1,300	市営住宅管理経費 需用費	1,300 1,300
計	35,419	1,300	36,719		0		1,300				

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	337,654	1,450	339,104		0	寄附金 1,450		10 需用費 24 積立金	450 1,000	教育振興経費 積立金 学校図書館活用事業 需用費	1,000 1,000 450
計	408,168	1,450	409,618		0	寄附金 1,450					

9款 教育費

3項 中学校費

1 中学校管理費	121,647	12,904	134,551		0		12,904	10 需用費	12,904	教師用指導書等整備事業 需用費	12,904 12,904
計	205,652	12,904	218,556		0		12,904				

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
ガバメントクラウド接続 環境構築・運用管理 委託	33,362	-	-	令和6 ～ 令和7	33,362	21,946			11,416
戸籍システム標準化 業務委託	9,542	-	-	令和6 ～ 令和7	9,542	9,542			0
AED借上経費	34,238	-	-	令和6 ～ 令和14	34,238				34,238
住民プール改修経費	9,988	-	-	令和6 ～ 令和7	9,988		8,900		1,088
小中学校給食調理業 務委託	728,293	-	-	令和6 ～ 令和9	728,293			13,200	715,093

地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高
並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減見込		令和6年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	20,607,251	22,055,983	3,143,500	1,341,900	23,857,583
(1) 総務債	4,491,986	4,370,862	593,900	352,044	4,612,718
うち庁舎	3,050,616	2,894,670	0	155,946	2,738,724
(2) 民生債	334,803	362,112	9,500	45,687	325,925
(3) 衛生債	1,447,149	2,285,045	63,700	136,244	2,212,501
(4) 農林水産業債	38,908	35,019	0	5,143	29,876
(5) 商工労働債	38,860	24,440	0	7,820	16,620
(6) 土木債	10,871,103	11,694,409	2,097,500	470,392	13,321,517
うち道路橋梁	5,271,074	5,529,246	1,287,700	238,398	6,578,548
うち公園	1,149,732	1,132,313	57,500	74,548	1,115,265
うち街路	2,194,714	2,172,168	0	17,916	2,154,252
うち公営住宅	1,865,893	1,796,365	32,300	119,200	1,709,465
(7) 消防債	309,646	326,714	169,700	35,727	460,687
(8) 教育債	2,976,462	2,924,050	209,200	255,511	2,877,739
うち学校	2,308,964	2,370,384	36,300	197,368	2,209,316
(9) 市場公募債借換債	98,334	33,332	0	33,332	0
2 災害復旧債	794,815	713,689	0	102,698	610,991
3 その他	10,604,973	9,804,105	56,200	902,300	8,958,005
(1) 減税補填債等	342,110	317,789	0	27,216	290,573
(2) 臨時財政対策債	10,262,863	9,486,316	56,200	875,084	8,667,432
合 計	32,007,039	32,573,777	3,199,700	2,346,898	33,426,579

令和6年度起債借入見込額は、令和5年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第10号

令和6年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

北広島市長 上野正三

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
高齢者データベースシステム等借上経費	令和6年度から 令和11年度まで 6年間以内	78,045

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
高齢者データバンクシステム等借上経費	78,045	-	-	令和6 ～ 令和11	78,045	45,070		15,023	17,952